

# 住生活基本法施行規則について

## I. 趣 旨

住生活基本法（以下「法」という。）の施行に伴い、省令委任事項である全国計画及び都道府県計画に住民等の意見を反映させるための措置の方法について定める。

## II. 概 要

### 1. 法第15条第4項の委任事項

国土交通大臣が全国計画の案を作成しようとするときにあらかじめ講じるものとされている国民の意見を反映させる措置の方法は、全国計画の素案及び当該素案に対する意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段により一般に周知する方法とする。

### 2. 法第17条第3項の委任事項

都道府県が都道府県計画を定めようとするときにあらかじめ講じるものとされている住民の意見を反映させる措置の方法は、都道府県計画の案及び当該案に対する住民の意見の提出方法、提出期限、提出先その他住民の意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段により住民に周知する方法とする。

### 3. 附則

- ① 施行期日 公布の日
- ② 関係省令の整備